

総 基 環 第 163 号
平成 29 年 7 月 13 日
(改正) 令和元年 6 月 4 日

医療機関における携帯電話の利用環境整備検討会 開催要綱

1 目的

医療機関における携帯電話の利用環境整備に関して、専門的かつ中立的な見地からの意見を聴取するため、外部有識者により構成される検討会を開催する。

2 名 称

本会合は、「医療機関における携帯電話の利用環境整備検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

3 事 務

検討会は、以下の各事項について、総務省に対して意見を述べることを事務とする。総務省は、検討会の意見を参考にするものとする。

- (1) 医療機関における携帯電話の利用環境の整備に関する検討
- (2) その他必要な事項

4 構 成 員（五十音順 敬称略）

石上 忍（私立東北学院大学工学部 情報基盤工学科 教授）
高田 潤一（国立大学法人東京工業大学 環境・社会理工学院
融合理工学系 系主任・教授）
野島 俊雄（国立大学法人北海道大学 名誉教授）

5 運 営

- (1) 検討会の運営については、総務省総合通信基盤局電波部電波環境課が行う。
- (2) 検討会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者から意見を聴取することができる。
- (3) 検討会は、必要があると認めるときは、検討会の下に作業班を開催することができる。
- (4) その他必要な事項（作業班の運営に関する基本的な事項を含む。）は、検討会において定める。

6 議 事

- (1) 本検討会及び資料は、次の場合を除き、原則として公開とする。
- ①公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合
 - ②その他、非公開とすることが必要である場合
- (2) 本検討会終了後、速やかに議事概要を作成し、公開する。

7 その他

- (1) 構成員は、構成員として知り得た秘密を漏らしてはならない。構成員を辞した後も同様とする。
- (2) 検討のために取得した情報等は、「対外秘」とし、終了後は廃棄するものとする。

(以上)